



開國起原

特
伊 5
2110
21



特
U5
2110
21



開國起原卷二十

各國條約三

英吉利 佛郎西

英吉利約文

約文

此度

大貌利太泥亞國之軍船ウ井ニセストル之惣
督ヤーメスステイルリニキ小相會長崎奉行

水野筑後守海目付永井岩之丞

大日本帝國政府之命を請薪水食料等船中心
用之品を辨し又ハ破船修理の爲肥前の長崎
と松前の箱館との兩港ハ親利太泥亞國ハ船
を寄る事と差由致

一長崎ハ今ヨリ其用を辨し箱館ハ此港退帆の
日より五十日を經て船を寄る處ハ尤其地々
々の法度ハ從ふ處ハ

一難風ハ逢船損せしハ右兩港之外ハ櫻里ハ
渡来不相成事

海舟書屋

一此後渡来之船若日本の法度を犯し事あらハ
右の兩港ハ来入を禁ふ船中乗組の者法を犯
さハ其船將吃度甚罪と亂さる處ハ

一此度約を於兩港之外今ヨリ後外國ハ差免を
事あらハ其國と同様親利太泥亞船民とも可
取扱事

一右之通決定之上ハ尚

大日本國大君ト 大親利太泥亞女王ト兼諾
く旨委任貴臣之書面今ヨリ十二月中之於
長崎取替可申事

一右之條件政府之命ふに定む上之此後渡
来の船將かゝる條共此約定替ふ事な

嘉永七甲寅年八月廿二日於長崎鎮府定之

水野筑後守花押

永井岩之丞花押

鶴殿民部少輔

一色邦之輔

岩瀬修理

海舟書屋

大久保右近將監

嘆咭利等より下田に儀申出候とも何れも
同所より開港不致取計實に無條儀次第之至
り差免し候ハ、條約附録より為取替置可申
旨荒尾石見守に先般違相成候得共魯西兩
國に開港被成候儀押隠し候姿に相聞候而
も然り間敷候に付一應為心得申達江戶迄
之場所異船多く渡来し儀素より不好事之付
彼方於而下田開港に儀愈相願候ハ、甚節伺
に上取計候取との段巨細猶又申達相成候事

書面之趣拜覽仕候處迄之旨趣意柄之候
得共其節相伺候振との由差圖之相成候而之
遠路無之隔里の場所之儀取扱方品之不都合
之筋可省之殊之條約面小外國之由差許相成
候事之同振由許容可省之旨發輝と由認載有之
以上之彼方申立之摸振之寄即時小も及挨拶
候事而之由信義之も被為欠之筋之當里此後
彼方より心得違之儀等申出候節も條約面之
趣を以嚴敷由責問被為遊候儀出來仕間爰且
彼地奉行於而下田用港之談判品能時日引延

一置由差圖相伺候運之仕候共詰之由差約之
儀之付由差許不被成譯之之至り兼可申且又
開港之儀心得違之申達候とも彼者共おる之
願出申彼方都合次第同所入港致し候共強
ち彼之不法とのも難仕筋之奉存に左候得
之彼地奉由之往復等仕にも空敷由手數相掛
之候通之て却而彼小疑惑之為生に基小由成
此後之談判小差響可申元之一事兩義之由差
何分難決儀之指別最初之外由所置方も無之
儀之相伺候之其地鎮臺之任小對し何共不都

合之事共之而右往復中々自然日數も相懸る
異船永く滞留仕以得之沙固め之寂々於而も
無益之失費不少且異船渡来之都度々々逐一
伺書差出候松之而之鎮臺之權も輕く相見候
松之姿之嚴威可申旁以相伺候松との沙文段
之相省き以未文之處江戸近之場所異船多く
渡来之儀素より不好事之付一通之相断候松
可被致抔之認替被為成候方可然哉奉存比私
共評議仕此段申上候以上

六月（安政元卯年）

鶴殿民部少輔

海舟書屋

一色邦之輔

岩瀬修理

大久保右近將監

海防掛

箱館奉行

長崎奉行に相違ス

覺

下田表に船を寄以候莫吉利等より申出候共

可成文相断候松荒尾石見之相達置以趣も
有之候得共同國條約小外國に可差免事之同
松可差免旨書載有之此度本書為取替小も
可相成處彼方より不申出候迎其候之被成置
候而も魯西亞亞米利加之條約に趣押隠し候
姿之も相聞に追而彼方より申立之品も有之
候而も却而不都合之儀出來可致も難計候候
右兩國之者下田に船を寄に儀沙差許被成
候段心得ため英吉利に申達可被置に尤右
に通及達候上同松沙免之儀相願候共江戸

近に場所異船多く渡来に儀素より不好事之
付可成丈之寂前相達候趣に心得事実不得止
場合之も候に、其節相伺候上可取計に事
右之通相達候間可被得其意候事

安政元年寅八月廿三日日本港に内貌利太泥
亜船之に免許之儀取極に多し候ため長崎港
に於面談判致し大日本大君大貌利太泥亜
英イールラント乃女王に命し因而約定取極
右書面無恙取替相満候に付右箇條之事柄取

三三三
仍候者とも可心得書付同二卯年九月七日八
日當日親利太泥亞軍艦惣督と對談之上取極
候事

條約副章

一條約第一ヶ條之親利太泥亞船々修復并必用
之品相調候多先長寄并箱館開港之相成候者
之全港且港内諸分共開相成其奉行ノ示之隨
之碇泊可致候事
一船々修復之爲め懸念なく且都合宜敷場所職
人諸品并入用之も乃直段書之通其奉行ノ事

海舟書屋

當以之をも爲く尤右直段書并代料拂方仕法を
追而取極へ之都而公之懸念を追而日本人嘆
語熟達之上を嘆咄利語之而以之爲以之
一親利太泥亞埋葬所を嵐島小於而石垣を以別
段之設可申候

一第二ヶ條之長崎并箱館の港之於而其地之規
定相守申さふ爲く候日本奉行所之而も條約
乃主意を失さふ松心附爲く候者之日本之親
利太泥亞之和親所信ひ候多先之主意小有之
候事

一 第三ヶ條を天氣の難小違或は進退相成らざる船々の之日本政府の免許なく共長崎并箱館の外にも入港以多し候極に候

一 第四ヶ條を貌利太泥亜の船民日本港に於て而日本の扱に隨ひ申立し若貌利太泥亜に賤民扱を犯し候即ち戒候多免其士官に引渡し可申若又船に高位の士官或は主役扱を破る候即ち右港内候候に至り可申に事

一 第五ヶ條を當今并此後開候日本港に於貌利太泥亜船民事外國船民に差免し候と同様

可有之候此條に證に相成候

一 依之長崎箱館に外當今并此後外國人民乃多免開港或は官吏を置又と高賣いし或は何事小しりも免許あらは其港に於て而貌利太泥亜船民にも同様可有之事

和蘭人唐人取扱に年限有なき處双方艱詰以多し此度難決に付追而可有極談判に相成居候事

一 條約取替後相定候に日本に渡來し貌利太泥亜船々其國民に不證據の事め且日本港に於

而船々行狀取締之為め印紙所持致し可申就
 るに女王政府の命を下し證據書入之文解日
 本重役兼知之上之日本に入港し高船右書入
 し證據書と日本之重役の差越所之役人に見
 せ兼知之上之寫取取手候若支無之候右之其
 船之修復或必用諸品差遣し候免許可致以
 前之事候
 一女王之軍艦と右印紙所持不致去らる相當
 し尋問者之郎と其船之儀之付相應之答と
 其指揮可被致之事

海舟書屋

安政二年九月八日定之

荒尾石見守花押

川村對馬守花押

永井岩之丞花押

淺野一學花押

校定

不列顛條約并交易規則

大不列顛阿爾蘭合一王國の女王宗旨の保護者
 等にして神惠ふ頼るヒキトリア此書と受ふ諸
 人ヲ祝を致趣を予と吾の良兄日本大君と乃和

睦懇親交易の條約及び日本小於けふ不列顛交
 易の規則を英吉利荷蘭日本語小て認め是の為
 小予と吾の良兄の雙方より命しとふ相當乃全
 權を以て吾の至紀元一千八百五十八年第八月
 二十六日江戸に於て是を取結ひ親ら畫押せ於
 とふ星今始め小書せる條約及至規則を爰小添
 少
 日本大君殿下大不列顛阿爾蘭合一王國の女王
 殿下兩國の交際を永久懇親ならしめんと欲し
 且其各小臣民交易の交通と使易小せんを欲し

海舟書屋

て之の為小平和懇親及び交易の條約と爲さん
 事を決し其全權を命せし即ち日本大君殿下
 水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩
 瀬肥後守津田半三郎を命し大不列顛阿爾蘭の
 女王殿下を合一王國のペール爵名ふして最古最
 貴薊花の義會のリップドル、デ、ライト、オノレープ
 ル尊稱テ、ガラーフファン、エルヂン、エン、キンカル
 チン名を命せり此人々雙方乃全權を示し善
 當ふ星として次の條々を會同商定したる

第一條

爰小日本大君殿下大不列顛及び阿爾蘭合一王
國乃女王殿下其後嗣世々并小兩國の所領及び
臣民互々永久小和平懇親を致し

第二條

大不列顛及び阿爾蘭の女王殿下江戶小居住
乃辦理公使一員並小此條約より由りて不列顛交
易此為小開きをふ日本の數港或は諸港小居住
のコンシユル或は小コンシユル代辦を任し
大不列顛の辦理公使并コンシユルセ子ラールを
故障なく日本國の各部内を旅行す如く當然な

ふ

日本大君殿下を倫敦居住乃辦理公使一員并小
大不列顛の數港或は諸港に居住のコンシユル或
はコンシユル代辦を任し

日本の辦理公使并小コンシユルセ子ラールを故障
なく大不列顛の各部内を旅行す如く當然なる
處

第三條

箱館神奈川長崎の港及び市中を千八百五十九
年第七月一日より不列顛臣民の爲に開く

加え次小巻くは港及び市中に其下小一附記し
月日より不列顛臣民の爲小用くへ

新深若し新深を不列顛臣民の爲小用くへとせし日本
四國元則
を指す也

地のは
と指す也の西渡して故小よき他の一港を千八百六十年

才一月一日より兵庫を千八百六十二年才一月一日より

新に裁せし諸港及び市中に不列顛の臣民永住する

とを以て又地を賃し其地にある建物を買入るに當りある

へし且つ住宅及び倉庫を建するを以てし租税を住宅

倉庫を建するに託して堡砦或は兵備の備ふを建しへし
ら以て此箇條を守りぬる或は造營し或は変更し或は修

海舟書屋

後せる建物を日本上官時々見ふするに當りあるへし

不列顛臣民の建物の爲し以てし地を并し港の規則

と各地の日か上官及び不列顛コンシユル之を定

むる若し其議合せなきは其事と日本改

府及び不列顛乃辨理公使小達して其處置小任

家屋し

不列顛臣民在留せし場所の周圍小日本人より

絶て牆屏或は門戸を建し可らざる又其場小出

入小於事の妨害と爲るものを爲さるへし

開きざる日本の港めて不列顛臣民次小出せし

疆界の中を其欲す所を随て行歩さる事自由なる處

神奈川と六郷川(川崎と品川の間に在りて江戸湾に流る入る)迄其他と各方に十里

箱館と各方に十里

兵庫を京都と距ると十里の地方を除きて各方に十里兵庫小来を舩乃衆組人と兵庫と大坂の間小あまを海灣小入は猪名川を越さる處

其距離を前小載せざる各港の御用所或は街

海舟書屋

門より陸地して度不處一里と英吉利尺四千二百七十五ヤルド小同

長崎と不列顛臣民其周圍に在る各部の公領内を歩行するを得

新瀉若くは之小代(此地乃境界と日本政府と不列顛辦理公使之を定むる處)

千八百六十二年第一月一日より江戸より千八百六十三年第一月一日より大坂小交易を為らたゆり此不列顛臣民居住する事を得

○此
兩府内より於て家屋を賃し得るは相當乃一地并

不行歩すふを得るべき距離を日本政府と不列顛
辨理公使之を定むる

第四條

日本大君殿下の所領に於て所有或は人事に付
て不列顛臣民乃間小起る諸争論を不列顛上
官の裁断に從ふ

第五條

日本臣民不列顛臣民に對し惡事を為し罪科ある
を日本上官之を捕へ日本法度に従て罰する

不列顛臣民日本臣民或は他國の士民に對し惡
事を為さるにコンシユル或は他乃其職に當るに
官員之を糾し大不列顛の法度に従て罰する
裁断を雙方與ふ正直にして偏頗なく取行ふ
る

第六條

不列顛臣民日本人に對して訟を為る可き道理
ある時をコンシユル館に赴き其愁苦を訴ふる
にコンシユル事乃次第と吟味し親切に是を處置
する事を務むる

前條小等しく若し日本人不列顛臣民に對して
訟を為し應き道理あり時をコンシエル矢張同振
り其訟を聞き親切小是を處置し依事と務む
爰小爭論起りコンシエル親切り是處置し得さ
ふふと乃次第に其時日本上官乃扶助を索り
一同して事の次第を吟味し正しく之を判断し
應し

第七條

若し日本臣民不列顛臣民に對して連債乃償を

海舟書屋

欠き或ハ奸曲を以て逃匿せんとする者ある時日本上官其
人を裁判すべし或ハ嚴重小之を償えしむるを務む
應し若し不列顛臣民奸曲を以て逃匿し或は日本臣民
小對して連債乃償を欠く者ある時日本不列顛上官も同様に
其人を裁判すべし或ハ嚴重小之を償えしむるを務むべし
日本政府も不列顛政府も日本臣民或ハ不列顛臣民の
連債を償ふことあり

第八條

不列顛臣民日本人を正當の筋小於て使役せし
日本政府絶て之を禁止せざるべし

第九條

日本在任乃不列顛臣民之勝手其神を崇奉する
るは其許に在り是を爲り相應の禮拜所を
建立せし事當然なるに在り

第十條

外國の諸貨幣は日本に於て通用せしむるは且同種
乃日本貨幣と同量同價たるに在り
不列顛臣民及び日本臣民互に拂方を爲るる外
國貨幣或は日本貨幣を用ふる時は其に在り
日本人外國貨幣の價を知るに至るは其數時月

を須川に故日本政府港と同く後ち毎小各一
年乃間を日本貨幣と以て不列顛臣民の爲り其
貨幣小引替へ與ふに在り其時同量と與へて鑄直
し乃ために分割を取らざるに在り
諸種の貨幣(日本乃銅錢と除き)及び貨幣を作ら
ざる外國の金銀を日本より輸出せざるを得
ざるに在り

第十一條

不列顛海軍の用意の品を運上せし拂ふ事なく神
奈川箱館長崎小陸揚子不列顛政府役人の權

三〇二
不預き不倉庫中より納め得へし然れども此用意
乃品を日本より於て賣拂ふ時を買主より日本上
官に規定の運上税拂ふ也

第十二條

時ありて不列顛船日本海岸にて厄難に遭ひ或
と破船或を止事と得ば日本大君領内乃港より遣
ま入候ふとあらむ日本上官其報を聞て直不可
成丈々之を扶助し其船中の人を懇切に取扱
ひ止を得ざる時と最寄のコンニエール館へ送ふ事
當と爲す也

海舟書屋

第十三條

日本乃開きたる港の沖に來る不列顛商船を港
内より入るぬゆり水先案内を雇ふこと自在たる
也
不列顛商船總て規定通り乃運賃及び運上を拂
濟し出帆乃用意整ひし後を港外より出んる為し
前同様水先案内を雇ふことを得へし

第十四條

交易の爲り開し各港に於て不列顛臣民禁制し
あらざる諸種の商品を自國或は他國の港より

輸入し其地にて賣拂ひ且買入る自國或は他國
乃港より輸出せふと十分自立たれども但當今乃
條約に添へる運上目録に記せし通り運上
拂込みより一切他の雜費と出さるに及らば

日本政府及び外國人より之を賣ること或將に及らば
用物品と除き不列顛人日本人互に其所持の賣
品を賣買し并し其價を償ひ又是を清むる事
就て日本役人乃立合ふく自立に之を行ふ可く
又貴賤の差別なく總て日本人と不列顛臣民と
互に賣りたる品を賣買し所持し又も自用と為さ

を得る

第十五條

日本の運上役人荷主より附する品物の價を
不満り思ふ時運上役人之より價を附し其價
附し従て其品物を買取らば其價を談す
荷主其談しを取用ふるを拒む時其荷主其價附
り通り運上を拂ふ可く若し其談しを兼引る
時其買入代料を遅滞なく且少しも減少す
る事なく拂ふ可く

第十六條

不列顛臣民小由て日なり輸入し此條約小取極
き係運上拂滿の諸貨物と日本人之を以て國中乃
各部内へ輸送をとも貨物運上通路運上等其外
何運上にても一切拂ふ事なる所也

第十七條

不列顛商人日本乃開きき留港内小高物を輸入
し其運上或拂ひ日本運上役所の上官より其拂
濟乃證書を得たる後右の商物を再び輸出し
他の開きたる港より陸揚せしむとも加税し一切
拂ふを係るを當然なる所也

海舟書屋

第十八條

各港乃日本上官詐欺或は密賣を防ぐた先是都
合好き規則設立し得し

第十九條

都て此條約中不定りたる過料或は取上物と日本
大君殿下の政府より屬し其有とる所也

第二十條

此條約書り添ふる交易規則乃箇條と此條約書
の一部分を是と看做して此條約を取結べし兩
國及び其臣民同様ふ之を以て守る所也

日本在住乃大不列顛の辦理公使と日本政府より
其職に命せらるる人々と共り此條約乃規定
及ひ是に添たる貿易規則の箇條を十分取行
えしむるに必要なる規則を立付權と首以し

第二十一條

此條約を日本英吉利蘭語して書き其譯文盡く
同義同意なりと雖も和蘭譯文を原文と視ふ
應し然し都て大不列顛女王陛下乃辦理公使及
ひコンシエール代辦より日本上官に致し公告を向
後英語して書きし事と勿論なり然も事

を爲し易からし先んきりし此條約の姓名を手
記を留日あり後五年乃同和蘭譯若くは日本
譯を添ふ應し

第二十二條

此條約を取結ひし兩大國何方亦ても實驗を以て
願ししとせば改革を之より加ふんと欲せし其
方より一ヶ年前より一方に通達して千八百七十
二年第七月一日より後條約乃更正を爲し應
しとて双方同意せし

第二十三條

日本大君殿下より他國乃政府或る臣民小許一
或る向後許さる、殊典寛典利益を不列顛政府
及い其臣民も妨害無く同様小之を得るべきと
今度腹と之を成約せし

第二十四條

此條約の保証を日本大君殿下乃名印大不列顛
及い阿爾蘭の女王殿下畫押を用ひ書尾畫押乃
當日より後一年內小江戸山て取替を爲し
此證據乃を免双方の全權此條約小畫押調印せ
し

海舟書屋

我主乃千八百五十八年第八月廿六日即ち日本
安政五年戊午七月十八日江戸於て之を爲
せし

額爾金金喀爾甲 エルクンキンカールゲン 畫押 在印

水野筑後守 畫押

永井玄蕃頭 畫押

井上信濃守 畫押

堀 織部正 畫押

岩瀬肥後守 畫押

津田半三郎 畫押

日本小於て不列顛交易を爲す規則

第一則

不列顛船日本乃港に到着の後四十八時^洋中り
(日曜日を除く)甲比丹或は頭人日本運上所より上
官小不列顛コンシユル乃請取書を示し且此請
取書と船の諸書付積荷書等以不列顛コンシユル
館より預りき由を記す者乃至此時船の名其船
を出し且其港の名噸數甲比丹或は頭人乃名旅
人(若し之をあらと)乃名乗組人數を認めたる書

海舟書屋

付を差出して其船乃届を爲し且此書付小と
甲比丹若し頭人其實記たる事と證し其姓名を
自記し且同時に其積荷の報書と預く且此
報書と荷物乃記號番号入目を積荷書に認め
ふ通し記し且其荷物送先乃一人或は數人乃名
を記す者なり又此報書小と船中用意品の目録
以加へ甲比丹或は頭人其總積荷及び船中用意
品乃實記し其事を證し其姓名を自記し且
此報書中小間違あるを見出し二十四時^洋(日曜
日を除く)中小改むると謝金を償ふ不及し然る

共此期限後小報書を改め或は追次の報書を出
る時を十五ドルラる乃謝金を償ふる

報書中小載せしる諸品を陸揚せし時を二重乃
運上税拂ふる

甲比丹若く頭人此規則書小記しき不期限中
日本^ニの運上所小其船の入港乃式を怠る時を其

怠るを不日數一日毎に六十ドルラる乃過料を
拂ふる

第二則

日本政府に其港内乃各船(軍艦と除く)中り運上

海舟書屋

役人を置く事當然を不る諸運上役人を丁寧
小取扱ひ其船中小て成るた亦相當の便易と得
せしむる

日没より日出迄乃間を運上所乃上官より別段
乃免許ある外に船より絶て荷物を卸さず、船

一船口其他船中の荷物を藏せし所へ通る不諸
所を日没より日出迄乃間を日本役人之より封

印鎖鑰及ひ他の封方小を封鎖を不若く相當
乃免許ふくして此の如く封鎖したる通行口を

固き或は日本運上役人乃施したる封印鎖鑰及

一三〇九
ひ他乃封鎖の品を破り或を取除く人あらば其
犯せざる人其犯せざるを六十ドルラル乃過
料を拂ふ也

日本運上役所一次小定めたる通に當然の届次
為さるして船より卸し或は卸さんと謀り品
物を取押して取上る也

日中乃收納を害せんと謀りて高價なる品物を
直段書ふ載せし包品乃中小隠し置くとありし
其包品を取上る也

不列顛船日本の開らるる港にて品物を密賣し

或は密賣せんと謀りて時を其諸品を日本政府
より取上る可し且其船より其犯せる毎り一千ド
ルラル乃過料を拂ふ也

修復を要する船を之より爲し運上は拂ふ也
其積荷を陸揚するを得る也斯の如く陸揚を
多し諸品を日本上官預り置く可し凡て倉庫の
借料工役并り番守の料を相當に拂ふ也然し
からば此の如き積荷の内を賣拂ふ事あらば其賣
主は此の如き積荷を同港内乃他船に移して
運上を拂ふとして積荷を同港内乃他船に移して

三十四
或得船一然其とも都て之を他船へ移さふ先
川運上所乃上官其事の潔白を於て或十分小驗
知せし後之を積移を為小其上官の免状を受
事日本役人の立會と得て之を或爲を爲し
阿片乃輸入を制禁する故り高賣のく先小日本
小來亦不列顛船中阿片重さ三斤以上と所持を
於時其過分の量と日本上官取上て減却を爲
し其阿片を密賣し又を密賣せんと謀り一人
或を數人の阿片一疋毎に十五ドルラル乃過料
を拂ふを爲し

第三則

荷主或は品物送先の人其品物を陸揚せんと欲
する時日本運上所へ其品物乃届を爲し
其届を書面に仕立て届と爲し人乃名品物を積
越し其船乃名品物の記號番號荷數入目并り
包毎乃價高を記し届書中小載せし諸品乃總
價高と其末了記を爲し
届書毎に荷主或は品物送先の人此時差出せる
届書と品物の眞價を載せ日本運上の害と爲す
届きものを絶て匿さるるを或證書し其證書小

其姓名を自記を履し
 斯く届事し不品物乃本直段書と運上所の上官
 に差出し上官其届書小記し不品物を點檢し
 終不逆之を其元し留り置履し
 日本役人斯く届事し不包と或も二三或も悉皆
 點檢を為し之を運上所へ送り付履し然も
 とも之を點檢する小輸入主不失費と裁そ又
 品物を損を履りしは點檢の後日本人品物と(成
 不丈)再び其元の體し包む履し又此點檢謂まな
 く手間取る履りし

海舟書屋

荷主或も輸入主其品物を入りせしは前小輸入
 乃旅途して損傷し不を見出るとき其損傷を
 運上所の上官へ報告し巧者ふして依怙員負ふ
 きも乃二人以上をして其損傷しする品物乃價
 を附し之履し其者共相當檢査の後毎包の損し
 高を分割小記し其記號番號と書加へるは證書
 と認先運上所の上官の前して其直踏せふ人其姓
 名を是ふ手記し輸入主届書し此證書を添へ其
 内より夫夫乃高を差引く履し然れとも此規則
 書を添へるは條約の第十五條小定めたる通運

上所乃上官其品物ノ價と附ふ事妨ふる一
運上拂滿の後、荷主其品物の運上所或は船中
小在るに拘らる引渡免状と受取る處一
輸出を爲し極星に於諸品を船小送ふ前、日本
運上所小届く處、其届を書面より仕立品物を輸
出を爲し船の名包に記號番號入高品種價値を
記す一輸出主此届を其中より載せし諸品の實
記を於事を證書に其姓名を自記する處一
運上所へ届さる以前より輸出せんとして船に積
込を爲し品物并し禁制の品物を匿せし諸包を日

本政府へ取上ぐる一

船乃用具乗組人又旅客の入用物或は旅客乃衣
服等も運上所へ届くふり及らる

第四則

出港乃式を滿さんと欲する船も二十四時^洋前
小運上所へ案内を届し此時限の終ふと出港乃
式を濟し事當然なる處、然れとも若し運上所
の上官之を拒む時と直り甲比丹又は其船を
差向ふられし人へ其故を告げ且又之を裁不
列願コニシユルヲ知らる處一

不列顛の軍艦に入港出港の式と運上所へ濟し
ふ及ふを又日本乃運上役人若くは地方役人其
艦に到らざるべし
不列顛の郵便を送る蒸氣船に入港出港の式を
同日ふ滿るとし得日本乃陸揚とすべき旅客と品
物との外に報書を差出るとに及ふざるべし然る
とも此乃如き蒸氣船に度毎に運上所へ入港出
港の式を濟し可し
用意品乃爲ふ入港する鯨獵船或は危難ふ遇ひ
たふ船を其積荷の報書と出るとふ及ふべからざるべし

も若し其後交易せんと欲する時と第一則乃通
し報書を差出るとし
船と言へる詞に此規則書并ふ是と添へる條
約書中何處の所ふ之ありしにシキ、パルク、ブリッキ、
スクー子ル、スループ又蒸氣船と指言ふと知は
るべし

第五則

日本の收納と害せんとす係意を以て偽呈の告
知或は偽呈の證書に姓名を手記する者其犯
せふ毎に百二十五ドルララル過料と拂ふべし

第六則

不列顛の船を日本の港に於て噸税を納めさせ居るに然れども次の謝金を日本の運上所に官より拂ふに

一 船入港の式に

十五ドル

一 船出港の式に

七ドル

各箇の免状に

一ドル半

各箇の健固状に

一ドル半

其他各箇の證書に

一ドル半

第七則

内地に揚ぐべき諸品物に次の運上目録を通る日本政府に運上税を拂ふに

第一種

此種中に記せる諸品を運上税を免するに

貨幣の造り或は貨幣の造らざる金銀

現用の衣類

(日本に居住する者或は日本に來る者の所持するて賣品にあらざる家什及び板木)

第二種

次に諸品に就て五分の運上税を拂ふに

船の打建綱具修復或は機装ふ用ふ諸品
諸種乃鯨獵具

諸種の鹽藏食料

麵包及び麵包乃料

諸種の生畜

石炭

家屋建造乃材木

米

粃

蒸氣機具

亜鉛

鉛

錫

生絹糸

木綿及び毛を以て製せる品物

第三種

蒸餾泡釀或は別法して製したる酔送の諸飲
料と三割五分乃運上を拂ふ處

第四種

前乃諸種中小載せしは諸品物と二割乃運上

を拂ふ願
 金銀乃貨幣及び棹銅の外積荷として輸出を
 於日本産物の諸品と五分の運上と拂ふ願
 日本に産したる米と小麦と日本より積荷と
 して輸出をへからば然るも都て日本より互
 任せ給不列顛臣民及び不列顛船の乗組人并
 小旅客の爲ふも十分の貯と借と願
 不列顛船ふて日本の開き一港ふ持渡をそふ
 外國乃穀物と少しも陸揚せさ給時を再ひ之
 を輸出して故障ふら給願

海舟書屋

産する所の銅要用外乃分と日本政府より時
 と公乃入札ふて賣ふ願
 日本政府或も不列顛政府輸出品物乃運上
 して純て更正をふさんと欲ら給時を神奈川開港
 乃後五年ふして之を行ふ願

額爾金金哈爾甲 エルクシキハルゲン 畫押 在印

水野 筑後守 畫押

永井 玄蕃頭 畫押

井上 信濃守 畫押

堀 織部正 畫押

岩瀬肥後守

畫押

津田半三郎

畫押

余等右の條約並に附屬の規則を熟視し、之を後
 各箇の箇條及び節目を悉く善當ありと定め、
 る故小予今予と子々孫々乃爲り是を善當あり
 と定めて保證するものなり今五言を以て堅く
 誓ふ所々右の條約及び規則中に載述せる事を
 悉く誠實に取らふ所一吾が力乃至及ぶ所まで

海舟書屋

決して誰れも是を破らうとせざる或は如何なる事
 を以てすとも是を犯さざらむを誓ふ所是を
 諸事の中あても格別な規則にして重き事か
 らの爲り予吾大不列顛阿爾蘭合一王國乃大章
 と此書に押して予親ら姓名を記せり
 吾主紀元一千八百五十八年即位後二十二年
 十一月二十二日井ニドソル城の政廳に於て

著作既申

等謹譯

川本幸民

森山多吉郎同上

坂本三郎寫

河田羅之助

校

三輪金三郎

安政五年八月廿日佛朗西使郎バロニク口ノ
カ之上陸愛宕下真福寺に條約應接中止宿免士官
以上拾壹人以下拾二人政府より慰勞として使
節に蔭繪画提重に菓子酒士官以下一同に菓物

海舟書屋

野菜を賜ふ九月二日假條約書於同所水野筑後
守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守
此目付野々山鉦藏一同に而為取替相満此方と
是と和文條約と規則と右六人名前と花押を
是元片假名と蘭文と是冬花押計は之末に使郎
名を記し印と押して何れも式冊宛を渡せ是紙
冬マニアイ紙より先方より此方より認渡せ
し和文條約と規則と一使郎先小名印し六人名
花押致せしと佛蘭西文と片假名式冊宛と蘭文
と式冊差越え是右為取替満し是は是使郎に大

和編十卷船將武人小柳五卷通辨官同断士
官六人同三卷完被下之近未發明せし工
ヶへしル砲六挺を獻し打方を講武所乃教授方
小傳へ然翌々五日朝四時以一同真福寺を立出
て新錢座より乘船中船小歸り翌六日出帆せり
但此度中中陰中中よりより全運動の爲る乃
みり邊流を士官計遊歩し使路を度所
城乃外郭を通りし而已小て止然専ら刀劍類
を好み求先を

安政五年戊午九月三日 佛蘭西國條約並に規
則書官判之寫

佛蘭西皇帝と日本天君と信誼と結ひ兩國乃人
民交易と通し其交際の永くかゝらんとて兩國
乃爲利益ある交易の條約を定むんと欲して佛蘭
西皇帝よりハ全權乃使郎シエハンハベテイステ
ルイスゴロノカニを遣し日本天君を其事と水野
筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後
守野々山鉦藏小命し双方委任乃書を照應して左
乃條約と決定せり

第一條 佛蘭西國と日本國と世々親睦あるに
佛蘭西國の人日本に居留せし其人々を日本に
於て懇ふ扱ふに日本國の人佛蘭西國に居
留せし佛蘭西に於ても又懇ふ扱ふに

第二條 佛蘭西國よりコンニエールと日本江戸
に差越し並に日本の開きたる港へ佛蘭西に
コンニエール又を其代りし者と差越しに日
本に居留せし佛蘭西のコンニエール並にコンニ
エール子ラールを日本國の部内を旅行せし
免許あるに

海舟書屋

日本國より政事に預る役人をパレイスに遣
はるに

日本國より佛蘭西に港々取締の役人及び
交易の處置する役人を遣はし其政事に預
る役人及び預るに預るの役人を佛蘭西國
の部内を旅行せし

第三條 神奈川長崎函館港及び村々安政六年
七月十七日西洋紀元一千八百五十九年八月
十五日佛蘭西人交易の爲り開くに
新潟表も其港の開紀難き事あらむ日本西

乃方ふて別一ツの港並小村を午八月より凡
十五ヶ月乃後より一千八百六十年一月一日開
く應一兵庫港並小村を午八月より凡五十一
ヶ月乃後より一千八百六十三年一月一日開く
應一開きき海港を佛蘭西人より居留と許す應
一其居留乃地ハ一ヶ所ふして價と出く地を
かり住宅倉庫と建ふ事とも許すといへとも
是を建ふに託して要害乃場所と為建應から
以此按と守らる先人の為め佛蘭西人家を建
又も普請を係郎八日お役人時々見改むへ

佛蘭西人住宅倉庫を建地を日本役人と佛
蘭西コンシエールと相談乃と定む應一
港々の定則日本役人と佛蘭西コンシエールと相
談乃と定む應一
若し議定し開きき時を佛蘭西コンシエールと日
本政府と一申立相談乃と取計ふ應一
佛蘭西人居留の場所一垣屏等の圍と設ふす
出入自在ふを應一

佛蘭西人遊歩の規程左の如し

神奈川より六郷川筋迄歩行と一（吾川吾川

崎と品川との間あり(英里)其外を十里迄行へし
函館を十里四方へ行へし

兵庫も同様あり(志)かゝ京都の方へを何れ乃
方より系ふとも十里を前して止む

佛蘭西船々乃其組人を猪名川の節を越
ゆ(志)り(其川を兵庫と大坂との間ありて)撰

津乃海に入ふ川あり(里数ハ彼所又を所用所
より陸路の程度あり)

長崎を其町乃周圍ふ(志)り(沙料所を限ると
新瀉又を右より代を港遊歩の規程を述而日本

海舟書屋

政府と佛蘭西乃(志)ニストルと相談の上定む
る

只商賣を致す間ふ(志)み佛蘭西人一千八百六
十二年一月一日より江戸へ在留を(志)る一千

八百六十三年一月一日より(志)大坂へ在留を(志)
る又右二ヶ所より於て佛蘭西人日本乃家賃を價

を出し借ふ(志)り(志)一區の場所並ふ散歩乃規程
を述て日本政府と佛蘭西乃(志)ニストルと

相談の上定む(志)る
第四條 日本ふ(志)り佛蘭西人自國乃宗旨を勝

子に信仰以多し其居留乃場所へ宮社と建
も妨立し

日本小於て踏繪乃仕來を既り廢せ

第五條 日本よりある佛蘭西人乃間り爭論起
係事あらばニストル又冬コニシエル取計ふし

第六條 佛蘭西人日本人小對し不埒の事あら
る佛蘭西コニシエル糾明乃上自國は法度を
以て罰を處し

日本人佛蘭西人小對し若し不埒の事あらハ
日本役人糾明乃上日本の法度を以て罰を

し但何れも偏頗なく取行ふ處し

第七條 佛蘭西人日本人小對し訴訟乃事あ
らハ佛蘭西コニシエルへ其事と告げコニシ
エル事乃次第を吟味し實意小取計ふ處し
又日本人佛蘭西人小對し訴訟あらハ奉行所
に其事を告事奉行所出で事乃次第を吟味し
實意に取計ふ處し若し佛蘭西コニシエル取
計ふ處し日本高官乃助となり相談乃上取
計ふ處し

第八條 佛蘭西人日本乃開きき係港より於て

自國の品物ハ勿論他國の品物も亦も商賣以
多し事苦しからしむとも日本禁制の品
物の商賣いふは應に其節ハ定先た不
通に運上出處一

民器ハ日本政府並小外國人の外ハ賣處から
佛蘭西人日本人と何品も亦は日本役人立
合ふくして賣買苦しからしむ代金を拂ふ節も
同様たふ一

日本人を何人も寄らし佛蘭西人と品物賣買
且所持する事苦しからしむ日本亦不佛蘭西

海舟書屋

人日本乃賤民を雇ふ事障り一

第九條 此度定めたる商法ハ條約乃通守於
應に此條約並小交易の法を十分守る事不為
乃規律を全備せんと要せし佛蘭西ニニストル
と日本高官と議定し一

第十條 日本禁制の物持渡らしはせぬ又は偽
りて運上と出さしは事と妨く為り日本政府
にて港々へ投を立應に條約又は交易の規則
を守らしは者の過料又は荷物にもに日本政
府へ取上應一

第十一條 佛蘭西船日本乃開きたる港より来りし時
其水先のものは勝手し不雇ふ也一佛蘭西人借財
並に運上拂濟乃とて出帆の節港外迄乃水
先案内を勝手に雇ふ也一

第十二條 佛蘭西人持渡せる品物運上納濟して
日本役人より請取書と請取り外用きたる港
は持物賣拂ふ時ハ運上納出たり及ハ

第十三條 佛蘭西人日本乃開きたる港へ持渡きたる
品物定例の運上拂ひ一上ハ日本人國中より持物
とも運上取立ふ事也一

第十四條 外國乃貨幣日本にて通用致さる也
一其通用を日本乃貨幣と外國乃貨幣金銀
金銀を銀と懸合を也一

佛蘭西人日本人と乃高賣ふ日本の貨幣と外
國の貨幣とを交用せ也一

日本人外は乃貨幣不慣ハさる交易乃初發
不常用也ハ日本貨幣を外國貨幣と懸合せ役
所して佛蘭西人より渡り日本通用金銀
と外は乃金銀ハ持行事若くはと云とも
日本同様と貨幣不換らハさる金銀を持物

魚から以

第十五條 佛蘭西人物品持渡り運上り少く拂
人のた先其價を減したると察せ八日中役人
是を改め相當の價を付し佛蘭西人其價小
て兼引せん其價を少くも減す係事なく日本
役所に買入魚し若し是を否む時を付する價
小從ひて運上納む魚し

第十六條 佛蘭西船又難風小逢ひ日本乃地小漂
着致したるを日本役人兼らる成る者其人々
を救ひ覆惣を加へ最寄の港小ある佛蘭西

海舟書屋

ニシユルへ送海魚し

第十七條 佛蘭西乃軍艦小屬したる肝要乃品々
多運上りなく神奈川並小函館長崎の庫小入置
き佛蘭西國番人守海魚し若し其品日本人又
多外白人と賣拂ふ時を買取たる人より外品
同様日本役所に運上り出さる魚し

第十八條 日本人佛蘭西人より乃借財を拂はして
出奔致したる即八日中役人吟味以多し拂方
致さる魚し

佛蘭西人日本人より乃借財を拂はして出

奔以多したる即ちコンシエル吟味致し拂方致
さるを返し併し双方役人あり其借財を償ふ事
を成さざるを返し

第十九條 以後何事にては外國人の免許したる事
を佛蘭西政府又は佛蘭西人にも同様し免許
を返し

第二十條 今より凡十四年後止り此所極たる條
約乃内改事あらは日本政府又は佛蘭西政
府より一年前止り知らせ置き双方談判乃上改
むを返し

第二十一條 佛蘭西ニニストル並小コンシエルより日本
高官へ書面して知令事あらは佛蘭西語を以て
せし日本にて速に解せざるは五年の間ハ返して
日本語並小佛蘭西語にて返すべし

第二十二條 此條約本書ハ佛蘭西皇帝自ら名を
記し印を押し日本大君奥印して今より後一
年乃内り佛蘭西使節と日本委任の役人と江
戸に於て取替を返し

此條約ハ佛蘭西より佛朗西語を用る日本の
片假名を添へ日本より和文を用る片假名を

添ふ處一其文意ハ何れも同根なれとも猶兩國
りて通をる和蘭語の譯文と双方あり添ふる若
條約小解一ハなき事あらハ其蘭文を以て證と
在處一此文を魯西亞英吉利亞墨利加條約小添
を添和蘭陀語譯文と同極なり

安政六年七月十七日西洋紀元一千八百五十
九年八月十五日より至りて本書百曆世編どども
此條約乃趣々其日あり執行ふ處一

其證據の爲安政五年九月三日江戸了於て前
小載を添兩國乃全權此條約了名を記し調印と

海舟書屋

ふ者也

水野筑後守

永井玄蕃頭

井上信濃守

堀 織部正

岩瀬肥後守

野々山 鉦藏

稅則

日本開きき添港々り於て佛蘭西高民貿易の章

程

第一則 日本関港乃場所一佛蘭西高船入津次
 第二十四時中佛朗西乃四十八時但日曜日
 除く小船司又と預立たるものより日本役所
 に佛蘭西コンシエール乃請取の書付と差出
 處一
 此請取書も佛蘭西國の提通を認む船目録
 其外乃書類を佛蘭西コンシエール預けたる請
 取書あり
 並り其者とも其船の差出書を出し處一

右々入津の船乃名其船の仕出場所乃港の名
 噸數船司或と預立たる者此名乗来旅人の
 名乗組有之即と認め入付一船の乗組人數を
 認免たるもの小して書面乃通り相違なき旨
 を船司或と預立たる者奥書致し證據として
 當人の名前と認入付ものなり
 同時小其船積荷乃告書と彼所より預く處一
 右々其荷物の記號並に番付且其入目行數等
 と送状より認め通小寫し荷物引受先の人々乃
 名成記せしものなり

船中用意乃品物の目録も昔書に加ふ
 船中用意乃品も書面此通り相違なき旨船
 司又も預立たる者奥書に其名前と記す
 此告書乃文面相違の慮十二時(佛蘭西乃二十
 四時)但日曜日を除く乃中より附き改ふに於
 て是過料の沙汰ふ及つて若し其期限後乃至
 是書改るら又も昔書小書入さるに於て是八
 十一フランク乃過料を日本役所へ納む
 船司或も預立たるもの入港乃手數納方前書
 乃期限小後より時を過料とす一日忘れ毎

海舟書屋

小三百二十フランク乃是料を日本役所へ納む
 第二則 日本政府より其港内入津の船々軍艦を除く
 外運上改方の役人を乗組する者高給たるへ
 乗組の是此ハ右役人小對し不敬なく丁寧ニ取扱ひ
 船中船中つ處だけ相商の用便をあたへ
 夜中ハ日本役所より評しかくして船卸すへ
 荷揚取の出入口若お仕舞屋戸口ノり口とも夜中ハ
 日本役人説を却し或ハ印封し其の両端をあし
 へし一万一評しかく是を向き又ハ紙印封を破り若お
 を引出さ等の者ハ其托をさ毎三百二十フランク

の正料と日本役所へ取上る

日本役所は商館の差出書を出して若卸し渡り
或は其率を謀る品々ハ次の箇條不定めたる通り
取押へ日本役所へ取上る

荷物乃中積荷目録小載せる品々を取隠し置
き收納を減せんと仕組者其品を日本
役所へ取上る

日本乃開らるる港少て密賣買をなす勿論
其仕組者之佛蘭西船其品を日本役所に取
上り上犯せざる五千四百フラン乃過料

を納む

修復のため入津の船々を運上なく積荷を陸
揚し日本役所に預るると以てとも藏敷作
事並に番人等乃諸入用を相當の價を出す
若し其荷物の内を賣拂ふ時其荷物丈を規
定の通り日本役所に運上納む

積荷を同港内より他船へ移す時日本役人見
分り上事情明白に相おし免状を請取る上
定の運上

阿片の輸入を禁制する故若し日本小商賣に
來は佛蘭西船阿片の量目三斤以上船中より所
持する時を其酌量ハ日本司人取上る一且阿
片を密賣し或る其事を謀る輩を阿片一斤六
とに八十一フランノ過料を日本役所に取立
る

第三則 荷物と送る荷主又を引受先乃者より
入津の荷物を陸揚せんと必於者を其積荷乃
差出書を日本役所にお出さる
此書面を荷主又を引受人の名前積送るは

船の右荷物の記號番附其積荷の斤數石高每
品に代料を認め其惣ノ高を其書面の末に認
むる

都て此差出書付を持主又を引受人認むる偽り
なき價を申立る書面して日本役所の規定する
またる隠し荷物なき證據として銘々右前を記
する

右は通積目録差出等乃書類日本役所より左
出し右書付引合せ積荷用意品等取調へ濟延
る品物とも日本役所の預りたる

日本役人右の通差出たる荷物乃内或を惣
体状定式の通り改むる

若し運上役所より引上改ふ事ある時を輸入人
乃失費相懸を可成丈荷物損せざる様
致し改め滴の上ハ素の如く取始末を
取調方格外時日と費さるる

荷主或を輸入人銘々持受り品改滴み役所
より引渡さるる以前輸入の途中(日本役所
に差出さるる以前)乃事と云破壊損傷の品々公附
時ハ當人より其段運上役所より申立其品取扱ふ

職業乃廉潔なる者兩人以上出會直組致し其
品物毎に損し高を弁別し記し其記號番數と
もり證書承認し取扱し尤も日本役人立合りて
直組人等名を記し右の證札兼々持卷乃
差出書に添へ惣高の内を引落し取扱し尤も條
約第十五條乃取極の通り運上役所より取
扱ふ事故障ある取扱し諸運上納滴乃後運
上役所より陸揚不苦段免許状と渡さるる
品物渡方を運上役所より申中しても其者
乃預いし任を

輸出小極りたる荷物ハ船ヲ輸送スル前唐小
運上役所ニ船名荷物乃記號番附入高斤數量
日性合並り代料を記セる差出書付と出書
面の通聊ニ偽りき由を輸出人等證據として
其名前と認む也

運上役所ニ差出以前船中ニ積込たる荷物
並り運上役所ニ差出漏の上禁制乃品改竊ノ積
荷の中へ入有之ハ改乃上日本役所ニ取交り
船中常用の品又ハ乗組旅客の常用衣類等々

運上役所ニ差出をせざる也

第四則

出港手数を願ふ船々々日本十二時(佛蘭

西二十四時)前り運上役所ニ申立也此期限

中小名手数遅々せざる様取扱を勿論する也

右手数差止ふ事あらむ日本役人より船司

又ハ頭立たる者並に其船乃取引人等に其段

申渡し佛蘭西コンニエール申達也

佛蘭西軍艦ハ入港出港とも運上筋の手数を

及らば運上役人並に番兵等差構ふ事也佛

蘭西飛脚乃為り蒸氣船ハ入港出港の手数を

一日より致し日本小上陸は旅客並小品々乃
外を告書差出し書面の手数をしといへとも
何々度ふても入港乃度り出港入港乃手数を
致しを

薪水食料等用意の爲り入港乃懸漁船或は難
船ハ其積荷乃告書と出さるといへとも若し
之積荷と賣掛ハんと願ふ時々第一則乃通り
定式輸入の手数を致さる

税別並に條約書中小船と唱ふるものをナウイル
バルクフリツキゴウエレットスループワツヘル等

海舟書屋

を都て云ふ

第五則 日本運上役所の規則不違ひたは偽乃差
出し積荷目録を申し並し證書に右前を記せ
輩を其札をより六百七十五フランク乃過料
を日本役所に納む

第六則 噸税を日本開港の場所より於て佛蘭西
高船より取立分といへとも左乃規定の通り
其地々々乃運上役所より納む

- 一 船の入港手数を付 八十一フランク
- 一 船乃出港手数を付 三十七フランク八十サチム

夫々の免状小付

八フランク十サニチーム

場所々々健固状小付

八フランク十サニチーム

其外乃各書小付

八フランク十サニチーム

第七別 總て日本用港乃場所へ陸揚を依物品
に左の運上目録より従ひ其地の運上役所より
租税を納むる

第一類 貨幣小造りたる金銀並り造らざる金
銀並用の衣服家財並り高賣のためせざる書籍
何れも日本居留のため来る者の所持の品に限る
る

右の品より運上あり

第二類 凡て船の造立綱具修復或ハ船装乃為り
用ふる品々懸漢具の類 塩漬食物の諸類
パレ並りパン乃粉 生たる鳥獸類 石炭
家を造るた光の枓木米穀蒸氣の器械木綿及
羊毛乃織もの トタン 鉛 錫 生絹
右乃品々ハ五分の運上納むる
第三類 都て蒸溜或は醸し種々乃製法よりて
造るる一切乃酒類
右々三別五分の運上を納むる

第四類

凡て前條ノモノニ品々々何ヲ寄ラ
セ二割ノ運上を納むル

金銀貨幣俾銅乃外部て日本ノ産ノ積荷ト
テ輸出スル品物ヲ五五分の運上納むル
米並小麥々日本逗留乃佛蘭西人並ノ船々乗
組タル者及ビ船中旅客食料乃爲ノ用意々與
ルとも積荷トシテ輸出スル事ヲ許スル

佛蘭西船トテ開ク港小持渡ルノ外國ノ穀
物若シ陸揚セズ時ハ故障ナク再ハ輸出スル

海舟書屋

日本産々不所乃銅々日本要用の餘りあるを
其時々公事此入札して賣渡スル

神志川と開港スル後五ヶ年ト至リ日本或々佛
蘭西政府乃望ムテ出港入港の税則と再議スル

水野筑後守

永井玄蕃頭

井上信濃守

堀 織部正

岩瀬肥後守

野々山 鉦藏

巴理斯約定

元治元年甲子五月二十二日（西曆千八百六十四年

第六月二十五日）於巴理斯調印

佛國外務執政と日本乃使郎との間より左の約

定を決定せり

佛國皇帝陛下日本大君と双方乃信任を證顯

して兩國乃間より存在を休友愛及び貿易の交

通を堅固小せん事を欲し双方懐議乃上特別

乃取極を以て千八百六十二年以來西政府乃

海舟書屋

間より起りある紛争を治正せん事を定せり

故に佛國皇帝陛下の外務執政ドルワン、ド、ユイース

閣下と大君陛下の使臣として正しく此事件を任せ

られざる池田範俊と河津保直と河田相模と閣下等

と次の箇条を同意決定せり

第一條

千八百六十三年七月中長門に於て佛國海軍の「キャンセン

艦」に向ひ砲撃し及び一併の擄として大君の使臣閣下日本

への去の後三箇月後日本政府は是を立留せる佛國皇帝

陛下の公使へ墨斯哥銀十四万弗の償金を拂ひん事を為せり

但し内十万弗ハ政府自ら拂ふへく四百弗ハ長列の官負より拂ふへく

第二條

大君の使臣閣下日中(譯名)の渡三箇月の内日本政府下の國
海峡を過んと欲する佛國私遣遇する妨害を臨かす事
約せり而して止むと欲する時ハ兵力を用ひ又時宜と爲り佛國海軍分
隊指揮官と一致して常々此通商をして妨むる事と爲り

第三條

佛蘭西と日本と乃貿易交通をして次第に盛
大ありしめんを爲り一千八百五十八年十月九
日江戸に於て兩國の間二百條の條約あり

ふ、期限の間は佛商人或る佛旗を建て輸入
品係品物乃爲り大君殿下の政府より是後小
外國交易に許與せられざる減稅表目を推用
せしむ

夫故に此條約を秘密に守る間茶の包装に
用ふる乃物品を運上り於て毎稅して通商
品に即ち葉鉛、鉛蠟、敷物、蓆、畫、小用器油、藍、
硫酸、石灰、平鍋、籠、

又日本運上所して左乃物品輸入の時其價
乃五分稅を取立し酒、酒粕物、白砂糖、鉄、鉄

葉、器械の部分、麻乃織物、時計、懐中時計、及び
鎖り、硝子器、藥、而して硝子、及鏡、陶器、飾玉
物、化粧の香具、石^鏡、兵器、小刀の類、書籍、紙、
彫刻物、画、又は六分の税を取立ぬ

第四條

右乃約定を千八百五十六年十月九日佛蘭西と
日本乃間より取結ひたる條約の犯す處からさ
ふ部分の一と見做し、双方主君乃本書交換を
要せし直小實行を爲し

右條約を不爲し記名せし諸全權此約定書より

海舟書屋

記名し且其印を鈐す所者也

千八百六十四年六月二十日巴里斯小於て原書

二通小認め

池田筑後守 花押

河津伊豆守 花押

河田相摸守 花押

トルワン、ドリニス手記

下乃關取極書

元治元年甲子九月二十二日（千八百六十四年

才十月二十二日於橫濱開印

長門周防の諸侯毛利大膳敵對を爲し大君も
て條約を眞實に取らん事強めて居るに
念ありしに同り大不列顛佛蘭西合衆國及び和
蘭の目代外國船を打壞し且貿易を妨る爲に右
大名もて打建する臺場を破壊せん爲り同盟の
船隊を無効にすの圖の海路に送れり且又謀る
の大名を罰する事大君政府の職智ありし條約
各國貿易の被害と軍隊の法雜費とを大君政府
にて引受へさせられし下名の條約各國目代と大

君政府の全權若年参酒井飛騨守と千八百六十三
年才六月以來毛利大膳條約各國の諸侯に對し
敵對及暴業を爲せしに片總の苦情を渡らん事を
欲し且同時に小戦争乃候令幕下の國も送る事
不同盟軍隊の諸雜費等を取極めんと爲り
決り載るに四ヶ條を取極たり

第一

各國小傭兵の起高ハ三百萬ドルと取極る
是れ高乃内し是れ長門の諸侯暴業を爲せ
しに付傭兵の起き總て乃償金も加へあるに

右之償金及び下の園を焼く償金并各國同盟船隊乃諸難費を云應一

第二

右拂方乃儀は各國日代より此取極書乃本書并各國政府より乃命令を受事大君政府より報告多於日附より右總高と六割小して則五十萬ドルラル晁四季より一三箇月毎に一拂ふ一

第三

然れ共右各國小て取く金子を求海主意か事是とも日本と交際を厚くせんう爲あり双方

乃利を尚充分小爲人事を唯希望を不所不是は天君殿下小て右償金乃代より損失并損害の償きて若く下乃園乃港或冬内海小在商貿易小適宜外港を用んと欲を不旨を申出依時と各國政府より於て文を承諾為と致或冬償金を金子にて受取不應き存意あらハ前より取極不如く不取極一

第四

此取極書乃日附より十五ヶ日の内より大君政府小て本書と取替す應一右證據として各國

と日本に全權此最極書紙英文蘭文及び和文
小綴り各五通宛書記一調印せし右乃内英文
を原文とす

酒井飛騨守花押

英國特派全權公使

アールコツク 午記

佛國全權公使

ロセス 午記

米國辦理公使

ブライン 午記

元治元年甲子九月廿二日

海舟書屋

和蘭總領事兼公使

ホルスフルーク 午記

以書翰申入候我去月廿二日參政酒井飛騨守
甚地出張之砌甚許と談判之上為取替候約
書之趣於我政府兼知せし仍以此書讀とて此
段申入度拜具謹言

元治元年子十月二日

水野和泉守
阿部豊後守

英佛米蘭公使
姓名宛

改稅約定

慶應二丙寅年五月十三日（西曆千八百六十
 六年第六月二十五日）和英佛蘭四語を以て
 江戸に於て調印日本安政五年戊午（西洋千
 八百五十八年）日英政府と大貌利太泥亞佛
 蘭西亞米利加合衆國荷蘭四箇國と訂結し
 條約小添を依交易規則第七則小定先置し
 通り其輸入輸出乃運上目録を改む所記旨
 右四ヶ國の名代人支々乃政府より一極乃

海舟書屋

命令を受事且又日本慶應元年乙丑十月（西
 洋千八百六十五年第十月）四ヶ國乃名代人
 大坂より赴きし折日本政府より輸入輸出乃
 諸品都て價五分の運上目録を訂結し右運上
 目録を猶豫なく改む所記旨を約束し將日
 本政府と外國との交易に際し和親乃交
 際益篤からん事を欲するの證を更し頭と
 さんら為り日本外國事務老中水野和泉守
 殿大貌利太泥亞乃名代人シル、ヘンリー、ハ
 ウス佛蘭西乃名代人モツシユル、レオン、ロセス

亞米利加合衆國の名代人エドワード・ホルトマン・エスタコワイル・荷
蘭の名代人モツシエル・ド・テ・ガラーフ・ファン
ホルスブルック會議の上左の十二條を決定
せし

第一條

各政府の名代として此度約書を議定せし全
權を此約書に添ふる運上目録を採用し各政
府の臣民皆堅く之を遵奉をつき事とせし其
運上目録ハ日本と右四ヶ國と取結ひたる條
約より添ふる元の運上目録より代る能みあらん

又日本政府と大貌利太泥亞佛蘭西亞米利加
合衆國政府とは是迄度々取結ひたる右運上目
録より關係せる別約亦も代れるも此と亦右新
運上目録を行ふ事神奈川小於て冬日本慶應
二年丙寅五月十九日(西洋千八百六十六年第
七月一日)より長崎箱館小於て冬同六月廿一日
(第八月一日)より是と也

第二條

此度乃約書より添たる運上目録ハ調印の日よ
り日本と右四ヶ國と取結ひたる條約乃内小併

世たまハ日本來壬申年中(西洋千八百七十二
年)第七月一日(小至り改む)と雖も茶生絲
運上乃分と此度の約書調印より二ヶ年乃後
双方の内何れ乃方よりかまとも六ヶ月前より
告知して前三ヶ年中平均相場の五分より基き
之を改ふ事と求むと又材木の運上を此度
乃約書調印より六ヶ月後より告知して時相場
より従ひ運上と納ふ事を改めて品物より従ひ運
上高を定むる事を得と

第三條

海舟書屋

元條約小添たる交易規則の第六則より従ひ是
迄取立來る事免狀料を此度より相廢せり左
荷物陸揚船積り付て乃免狀を是迄通りたる
と雖も以後も其謝銀と出立事から海

第四條

神奈川小於て日本廢止二年丙寅五月十九日(西洋千
八百六十六年)七月一日(長崎箱館小於て日本廢止
二年丙寅八月二十三日(西洋千八百六十六年)十月
一日)より日本政府輸入する者より運上を納る事

く其輸入品を税し入税用を為すへ日本政府不
 て其品を預り税関を盗難・暴風等の被害なき税引交
 へしを火税ハ政府ありハ引交はしといへとも外國の高
 人尤右為物火税の更令十分出来るへき税関同の
 去税を取違をせしめてハ為物を輸入する人又之為之
 之を税より引取んとすの時を運上目録通し乃運上
 を拂ふ事其品物を再び輸出せんと欲する時ハ輸
 入運上を納むに及りハ為物を引取らば其ハ何れより
 税を拂ふ事右税を並實税取扱向規則ハ双方
 相法の上議定を為す

海舟書屋

第五條

日本乃産物を運送乃陸路水路修復の爲先諸
 商賣に付て取立不通用の運上乃外ハ別運送運
 上納む事なく日本此内河川の地よりも
 外國交易乃為開き其各港へ運送を不事勝
 自たる也

第六條

日本と外國との條約中より外貨幣ハ日本貨
 幣と同種同量乃割合を以て通用を爲すと取
 極たふ箇條不從ひ是迄日本運上所ふて是

三〇八
哥ドルラルを以て運上を納むは時々壹分銀
乃量目小は較しドルラル百枚を一分銀三百
十一个の割合を以て受取来まり然る處日本
政府小於て右は未を改め總て外國の貨幣日
本の貨幣と引替る事小障りなれば小し又日
本通用の貨幣と不足なき様小し交易を便利
小せん事を欲すはより日本金銀吹立所を
盛大にせん事を既小決せり然る上冬日本
又も外國人より差出辱き總て外金銀貨幣
并地金ハ日本貨幣小吹替へ其諸雜費を差引

其質乃真徑を以て其為め定先たる場所了於
て引替んとす此處置を以て為り日本と條約
を取結ひし各國其條約小書載せたる貨幣
通用小關係せざる條を改むると緊要なきは
右箇條を改むは故日本政府より申談兼諾乃
上日本来丁卯年十一月中(西洋千八百六十八
年)第一月一日より其處置と取行ふ處し
吹替の雜費として取立辱き高の割合を向後
双方乃全權懷議乃上定むし

運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人は
 小遣等雇方小付用港場小於て是迄誼出さ
 不都合を除かんを爲す各用港場の奉行速に
 外國のコンシエールと談判し及び双方協議乃
 上右乃不都合決して無之振規則と立交易の
 道并各人の所務を可成丈容易く一旦安全か
 らしむる振双方爰小議定せし
 右規則乃内小各港小於て外國人荷物陸揚
 船積乃爲す用ふる波戸場の内小て荷物雨露
 小損せし海振小屋掛を作ふとを書入るし

第八條

日本人少分り拘らば日本用港場又は海外
 於て旅客又々荷物を送ふ處き各種乃帆前船
 蒸氣船共買入る、其勝手とふし一軍艦冬
 日本政府の免許ふ承れと買入る、と改派と
 日中人買入たは諸外國船と蒸氣船ハ一噸
 付一分銀三箇帆前船は一噸小付一分銀一箇
 乃運上改定通り相納ふ時と日本乃船として
 船日録に書載し且一各船の噸數を定むる
 爲め日本長官乃需り應し其筋のコンシエール

より本國の船目録乃寫を相示し其真を證し
し

第九條

日本と右四箇國と互結ひたる條約且日本政
府の使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千
八百六十二年第六月六日）大貌利太泥亞政府に
送れり覺書及び同國八月十三日（第九月六日）
佛蘭西政府へ送る覺書を載せた別約小
從ひ日本人と外國人と交易又交通を爲す事
乃妨を全く除く應記趣を以て日本政府より

既し觸書を達したり就ては日本乃諸商人政
府役人の立合ふく相對し日本の開港場及び
此約書中第十條ふ載せし條は方ふく海外へ
出不許しを得る者外國に於て非し商人と
交易する事勝手たるべくを日本商人通例高
賣ふ府て取立ふ運上りし條ふく日本政府へ
收む事なく且諸大名并ふ其使用する人々
現立右條乃規則と守る定通りの運上り納款
時より日本役人乃立合ふく諸外ふくは日本乃
諸開港場に赴き其場所して交易する事在り

様勝と云ふ事

第十條

日本人所分に拘らるる日本の開港場又は若
外國乃港々より日本の開港場又は若外國乃
港々より起るる日本人所持の船又は條約濟
外國船より荷物と積入るる事勝たざる事
且既に日本慶應二年丙寅四月九日(西洋十八
百六十六年)第五月廿三日(日本政府より觸書
と云ふ事)告せし如く其筋より政府乃印章
と云ふハ修好又々商賣と云ふ為め若外國より起る

事並ふ日本と親睦する者外國の船中より於て
諸般乃職事と勤むる事故障ふ

外國人雇至る日本人海外へ出る時其開港場
乃奉行へ願出政府乃印章と得る事妨げふ

第十一條

日本政府と外國交易乃為り開きたる若港最
寄船々乃出入安全のため先燈明臺浮木瀬印木
等設備する事

第十二條

此約書を行ふ以前双方政府許允の沙汰を待

小及んさぶ故日本慶應二年丙寅五月十九日
西洋千八百六十六年第七月一日より右行ふ
原

右約書を政府許允の上は双方乃全權其段互
小通達と

右通達の書面は双方

君主保護の代り

此證據として前文全權此約書より名代記し調
印せり日本慶應二年丙寅五月十三日（西洋千
八百六十六年第六月廿五日）江戸小於て双方

海舟書屋

全權者其國語と以て之記せり

水野和泉守 花押

英國特派全權公使

パークス 印

佛國全權公使

ロセス 印

合衆國代理公使

ポルトマン 印

蘭國目代兼コンシユル、セキラル

ホルスブルツク 印

開國起原卷二十

三九三

海舟書屋

